

定期購入は返品しただけで解約になりません

〈相談事例1〉

ネット通販で美容クリームをお試しで購入した。注文した覚えがないのに2回目の商品が届いたので、事業者宛てにすべて返品した。その後も請求書が送られてきたが、応じずに放置していた。後日、法律事務所から「最終警告書」が届いたが、支払いたくない。 (80歳代 女性)

《アドバイス》

- 低価格やお試し等を強調する広告を見て、1回だけのつもりで商品を注文したら実は定期購入だったというケースがあります。
- 1回分しか注文してないからと、商品を返送したり受け取り拒否したりしても、それだけでは解約にはならないので注意しましょう。
- ネットで購入する際は、最終確認画面などで定期購入になっていないか、解約方法・条件、支払総額などをしっかり確認しましょう。また、これらの記載はスクリーンショットで必ず保存しましょう。
- 不安な時や困った時は、消費生活センターへご相談ください。



※通話料はすべて有料です

消費者ホットライン(局番なし) **☎188**

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた 7F】	☎861-0999
小倉北相談窓口【小倉北区役所西棟1F】	☎582-4500
小倉南相談窓口【小倉南区役所3F】	☎951-3610
八幡西相談窓口【八幡西区役所10714F】	☎641-9782

※門司、若松、八幡東各窓口の面談による相談は、消費生活センター☎861-0999へ電話でご相談ください。



まもりん



みもりん